

改正

平成28年2月15日要綱第9号

平成30年3月31日要綱第52号

令和3年2月26日要綱第158号

令和3年4月1日要綱第178号

令和5年4月1日要綱第149号

武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護者及び要支援者の在宅医療ニーズに応えるため、これらの者に係る医療情報を、指定訪問看護事業者から指定居宅介護支援事業者に、又は指定介護予防訪問看護事業者から指定介護予防支援事業者に提供した場合に、当該指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者に連携費を交付することで事業者間の医療連携を促進し、もって要介護者及び要支援者の在宅生活の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）で使用する用語の例による。

- (1) 指定訪問看護事業者 指定訪問看護事業（法第41条第1項本文の指定に係る居宅サービス事業（訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う者をいう。
- (2) 指定介護予防訪問看護事業者 指定介護予防訪問看護事業（法第53条1項本文の指定に係る介護予防サービス事業（介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う者をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、武蔵野市と事業の実施に係る協定を締結している指定訪問看護事業者又は指定介護予防訪問看護事業者とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、対象者が市内に住所を有する要介護認定又は要支援認定を受けている者（以下「利

用者」という。)に訪問看護又は介護予防訪問看護の提供を行い、利用者の同意を得て当該利用者の医療情報を訪問看護情報提供書(第1号様式)により指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者に提供した場合に、当該対象者に連携費を交付するものとする。ただし、当該様式により難しい場合は、次に掲げる事項の全てが記載された他の書類をもって、当該様式に代えることができるものとする。

- (1) 利用者の氏名、生年月日及び住所
- (2) 主治医の氏名
- (3) 主治医が所属する医療機関の所在地
- (4) 情報提供先
- (5) 指定訪問看護ステーションの所在地及び名称
- (6) 利用者の現在の状況(要介護認定の状況及び日常生活活動(ADL)の状況をいう。)並びに主な傷病名並びに病状及び障害の状態
- (7) 看護の内容
- (8) 必要と考えられる保健福祉サービス
(交付の額)

第5条 連携費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月当たり当該各号に定める額とする。

- (1) 次のアからエまでに掲げるいずれかの加算の対象となる場合 2,000円
 - ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号。以下「居宅サービス算定基準」という。)別表3に規定する夜間若しくは早朝又は深夜に指定訪問看護を行った場合の加算
 - イ 居宅サービス算定基準別表3に規定する緊急時訪問看護加算
 - ウ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号。以下「介護予防サービス算定基準」という。)別表3に規定する夜間若しくは早朝又は深夜に指定介護予防訪問看護を行った場合の加算
 - エ 介護予防サービス算定基準別表3に規定する緊急時介護予防訪問看護加算

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1,000円

2 市長は、月を単位として連携費を交付するものとする。

(交付の申請及び請求)

第6条 連携費の交付を受けようとする者は、武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業連携費申請

書兼請求書（第2号様式）に内訳書（第3号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容及び提供の実績を審査のうえ、連携費の交付の可否を決定し、武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業連携費（交付・不交付）決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、当該交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携費の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年2月15日要綱第9号）

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

付 則（平成30年3月31日要綱第52号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、付則第2項の改正は、同年3月31日から適用する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成30年4月以後の月分の連携費の交付について適用し、同年3月以前の月分の連携費の交付については、なお従前の例による。

付 則（令和3年2月26日要綱第158号）

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

付 則（令和3年4月1日要綱第178号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和5年4月1日要綱第149号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。